

1	0	年	保	存
機	密	性	2	
平成 26 年 3 月 24 日から 平成 36 年 3 月 23 日まで				

基監発 0324 第 1 号
平成 26 年 3 月 24 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

「中小企業における労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会・経済産業省との通報制度等の運用について」及び「建設労働者の労働条件の確保・改善に関する国土交通省との通報制度等の運用について」の一部改正について

労働条件確保のための公正取引委員会及び経済産業省並びに国土交通省との通報制度等の運用については、平成 20 年 12 月 2 日付け基監発第 1202001 号「中小企業における労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会・経済産業省との通報制度等の運用について」及び平成 21 年 2 月 16 日付け基監発第 0216001 号「建設労働者の労働条件の確保・改善に関する国土交通省との通報制度等の運用について」により指示しているところであるが、今般、これらの一部を下記のとおり改正することとしたので、了知されたい。

なお、本改正は、事務の簡素化の観点からパンフレット等を配布した事業場数等の本省への報告を廃止することとしたものであり、引き続き、上述 2 つの通達に沿って、パンフレット等を配布する等適切な対応を行うこと。

記

- 1 平成 20 年 12 月 2 日付け基監発第 1202001 号「中小企業における労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会・経済産業省との通報制度等の運用について」
 - (1) 記の 4 (1) の「(1)」を削除する。
 - (2) 記の 4 (2) を削除する。
 - (3) 記の 6 (1) の「別添 5」を「別添 4」に改める。
 - (4) 別添 4 を削除する。
 - (5) 別添 5 を別添 4 とする。

2 平成 21 年 2 月 16 日付け基監発第 0216001 号「建設労働者の労働条件の確保・改善に関する国土交通省との通報制度等の運用について」

- (1) 記の 4 (1) の「(1)」を削除する。
- (2) 記の 4 (2) を削除する。
- (3) 記の 6 の「別添 5」を「別添 4」に改める。
- (4) 別添 4 を削除する。
- (5) 別添 5 を別添 4 とする。